

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

令和8年10月

鳥取県人事委員会



令和 8 年 1 0 月 7 日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史 様
鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

鳥取県人事委員会委員長 細 田 耕 治

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第 3 のとおり報告します。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	民間事業所従業員の給与の状況・・・・・・・・	2
3	国家公務員の給与の状況・・・・・・・・・・	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況・・・・・	5
5	生計費・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	その他の事情・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	本年の給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	給与に関する制度等の見直し・・・・・・・・	8

別紙第2 職員の給与に関する勧告・・・・・・・・・・ 9

別紙第3 人事管理に関する報告

1	職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現・・	42
2	職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備・・	44
3	結び・・・・・・・・・・・・・・・・	51

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 人事管理に関する報告関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 14 条第 1 項に、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が定められている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第 24 条第 2 項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年 4 月 1 日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の適用を受けている職員数は 9,162 人であった。平均年齢は、昨年と比べ 0.1 歳低い 42.1 歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の 6 種 9 給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年 4 月における給与の支給状況等は、表 1 のとおりである（参考資料第 1 表から第 3 表まで）。

表 1 給与の支給状況等（本年 4 月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		9,162 人	2,985 人
平 均 年 齢		42.1 歳	41.8 歳
平 均 経 験 年 数		19.7 年	19.6 年
平均給与月額	給 料	371,737 円	337,348 円
	扶 養 手 当	10,616 円	8,796 円
	管 理 職 手 当	6,847 円	10,010 円
	地 域 手 当	675 円	831 円
	住 居 手 当	5,956 円	6,948 円
	その他の手当	4,532 円	592 円
	合 計	400,363 円	364,525 円

- (注) 1 給料には、教職調整額を含む。
2 その他の手当とは、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当等である。
3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第 9 項により給料月額が決定される職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、含まれていない。

- 4 「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」（令和7年鳥取県条例第1号）第7条第2項により給料月額が決定される鳥取方式短時間勤務職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

（1）民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の187事業所のうち、104事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、89.4%と高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合が72.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は4.2%、ベースダウンとした事業所の割合は0.0%であった（参考資料第18表）。

表2 給与改定の実施状況の推移

項 目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ベースアップ	41.6%	58.7%	65.2%	68.9%	72.1%
ベース改定中止	11.6%	0.9%	2.9%	1.8%	4.2%
ベースダウン	0.0%	0.9%	0.0%	1.8%	0.0%

- （注） 1 係員における状況である。
 2 ベース改定の慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。
 3 令和6年までは企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所における状況、令和7年以降は企業規模100人以上かつ事業所規模50以上の事業所における状況である。

一方、県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は96.0%であった（参考資料第19表）。

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項 目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
定期昇給実施	87.7%	89.9%	91.5%	92.8%	96.0%
昇給額の増	20.5%	22.1%	25.8%	20.2%	28.6%
昇給額の減	2.0%	1.1%	2.9%	7.7%	7.7%
変化なし	65.2%	66.7%	62.9%	64.8%	59.8%
定期昇給中止	2.1%	3.0%	0.0%	1.0%	0.0%

- （注） 1 係員における状況である。
 2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

- 3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が 100%にはならない。
- 4 令和 6 年までは企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所における状況、令和 7 年以降は企業規模 100 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所における状況である。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種のもの 4 月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年 4 月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表 3 のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を 11,065 円 (3.02%) 上回る結果となった（参考資料第 17 表）。

表 3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
月 例 給 (令和 8 年 4 月分)	377,893 円	366,828 円	11,065 円 (3.02%)

- (注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者、県外事務所に勤務する者を除いている。
- 2 職員は、行政職給料表適用者から 1 に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な 2,846 人を対象としているため、職員の月例給の額は、1 ページの平均給与額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間に於いて民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表４のとおり所定内給与月額４.５０月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数４.４５月分を０.０５月分上回る結果となった（参考資料第２２表）。

表４ 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員（Ａ）	職員（Ｂ）	公民較差（Ａ－Ｂ）
特 別 給 (令和７年８月～令和８年７月)	４.５０月分	４.４５月分	０.０５月分

３ 国家公務員の給与の状況

(１) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など１１種１７俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った令和８年国家公務員給与等実態調査によると、本年４月における給与の支給状況等は、表５のとおりである。

表５ 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職 員 数		248,729 人	139,564 人
平 均 年 齢		41.7 歳	41.7 歳
平 均 経 験 年 数		19.7 年	19.4 年
平均給与月額	俸 給	356,257 円	342,178 円
	扶 養 手 当	8,653 円	7,841 円
	俸給の特別調整額	11,889 円	12,583 円
	地 域 手 当 等	45,518 円	45,912 円
	住 居 手 当	7,519 円	8,190 円
	その他の手当	9,520 円	11,747 円
	合 計	439,356 円	428,451 円

- (注) １ 俸給には、俸給の調整額を含む。
 ２ 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 ３ その他の手当とは、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特勤勤務手当等である。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、表6のとおり国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は97.1となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
国公ラスパイレス指数	95.5	95.8	96.2	96.6	97.1

(3) 人事院勧告等の内容

人事院は、全国の人事委員会と共同で、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約50,400の民間事業所のうちから、無作為抽出した約10,100の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。

その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を15,056円(3.51%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数について国家公務員が民間事業所従業員を0.07月分下回っていることが判明したとして、本年8月7日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである(参考資料5)。

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

また、給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映した勧告が行われている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである(参考資料第25表)。

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	110,550円	161,720円	187,580円	213,270円	239,030円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、緩やかに回復して

いるが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。（注１）

本県の状況をみると、景気全体の基調としては、一進一退しながら緩やかに持ち直しつつある。景気の先行きを示す指標については、上昇傾向にあるものの、なお弱含みの状況であり、国際情勢の動向に注視する必要がある。（注２）

（注） １ 出典：内閣府 令和８年９月 「月例経済報告」

２ 出典：鳥取県総務部統計課 令和８年９月 「鳥取県の経済動向」

７ 本年の給与改定

（１） 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきたところである。この結果、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、月例給、特別給ともに低い水準となっている。

本年の職種別民間給与実態調査によると、２の（２）のイの（ア）のとおり本年４月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を１１,０６５円（３.０２％）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給を一律９,５００円引き上げることや、中堅層以上の職員については令和７年を上回る改定をすることとされている。

近年、本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていることから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当であり、この改定により、県職員の月例給は民間事業所従業員の月例給を３２円（０.０１％）下回っているところまで縮まり、ほぼ均衡した水準となる。

イ 特別給

特別給については、２の（２）のイの（イ）のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を０.０５月分下回っていたことから、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた改定を行うこととし、給料表の水準を平均 3.3%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 期末手当・勤勉手当

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.50 月分とする。支給月数の引上げ分は期末手当と勤勉手当にそれぞれ 0.025 月分を配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当の支給割合を 1.2875 月分（特定幹部職員にあっては 1.0875 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.9875 月分（特定幹部職員にあっては 1.1875 月分）とする。令和 9 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定幹部職員にあっては 1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分（特定幹部職員にあっては 1.175 月分）とする。

また、任期付研究員の期末手当及び任期付職員の期末手当・勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(イ) 初任給調整手当

国に準じた改定を行う。

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、所要の改定を行う。

(ウ) 地域手当

国に準じた改定を行う。

令和 6 年、給与制度のアップデートの一環として勧告等を行ったとおり、愛知県名古屋市等の級地の区分が変動した支給地域について、支給割合の段階的見直しを行う。

(エ) 宿日直手当

国に準じた改定を行う。

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う。

(3) 実施時期

改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げは、令和 8 年 12 月 1 日から実施し、期末手当・勤勉手当の 6 月期と 12 月期の支給割合の変更は、令和 9 年度から実施する。

8 給与に関する制度等の見直し

(1) 特定任期付職員の勤勉手当

国に準じた見直しを行う。

特定任期付職員の勤勉手当については、人事委員会の承認を得た場合には、任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号）で定める支給総額を超えて支給できることとする。

(2) 転勤に伴う経済的負担の軽減等

国においては、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとしている。

本県においても、地方自治法の改正等の動向を注視し、単身赴任手当の見直しや手当の新設について検討を行う必要がある。

(3) 60 歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る検討

国においては、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の実態等を踏まえて、60 歳前後の給与水準等の検討を加速していくこととしている。

本県においても、国の検討状況を注視し、対応を検討していく必要がある。

本県職員の給与は一定の改善が図られているものの、国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところである。このような中であっても、本県職員は、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。議会及び知事におかれては、「職員の給与に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当

（ア）医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 418,600 円とすること。

（イ）医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 52,600 円とすること。

イ 期末手当・勤勉手当

（ア）令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（特定幹部職員にあっては 1.0875 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.9875 月分（特定幹部職員にあっては 1.1875 月分）とすること。

（イ）令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定幹部職員にあっては 1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分（特定幹部職員にあっては 1.175 月分）とすること。

ウ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,500 円、36,000 円、12,000 円）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 4 号）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.750 月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当・勤勉手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.8125 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.800 月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のイの (ア)、2 の (2) のア及び 3 の (2) のアについては、令和 8 年 12 月 1 日から、1 の (2) のイの (イ)、2 の (2) のイ、3 の (2) のイ及びウについては、令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			

57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400	
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700	
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900	
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100	
86	275, 500	315, 300	366, 500			
87	275, 800	315, 600	366, 900			
88	276, 100	315, 900	367, 300			
89	276, 400	316, 200	367, 500			
90	276, 700	316, 500	367, 900			
91	277, 000	316, 800	368, 300			
92	277, 300	317, 100	368, 700			
93	277, 600	317, 300	368, 900			
94		317, 500	369, 200			
95		317, 800	369, 600			
96		318, 200	369, 900			
97		318, 400	370, 200			
98		318, 700	370, 600			
99		319, 000	371, 000			
100		319, 400	371, 400			
101		319, 600	371, 900			
102		319, 900	372, 300			
103		320, 200	372, 700			
104		320, 500	373, 100			
105		320, 700	373, 600			
106		321, 000	374, 000			
107		321, 300	374, 300			
108		321, 600	374, 600			
109		321, 800	375, 000			
110		322, 100	375, 400			
111		322, 500	375, 700			
112		322, 800	376, 000			
113		323, 000	376, 400			
114		323, 200				
115		323, 500				
116		323, 900				

	117		324, 100							
	118		324, 300							
	119		324, 600							
	120		324, 900							
	121		325, 200							
	122		325, 400							
	123		325, 700							
	124		326, 000							
	125		326, 300							
定年前再任用短時間勤務職員		194, 300	228, 400	263, 500	285, 700	294, 800	307, 100	332, 000	361, 400	400, 200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100		
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400		
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700		
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900		
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		

57	308, 800	317, 600	332, 200	378, 000	433, 000	447, 900	468, 100
58	309, 300	318, 400	333, 300	379, 300	433, 700	448, 400	468, 400
59	309, 800	319, 200	334, 400	380, 700	434, 400	448, 800	468, 700
60	310, 200	319, 900	335, 500	382, 100	434, 900	449, 200	468, 900
61	310, 700	320, 700	336, 400	383, 400	435, 300	449, 600	469, 100
62	311, 100	321, 500	337, 600	384, 900	435, 700	449, 900	469, 400
63	311, 600	322, 300	338, 700	386, 400	436, 200	450, 200	469, 700
64	312, 000	323, 200	339, 800	387, 800	436, 700	450, 500	470, 000
65	312, 500	324, 000	340, 800	389, 000	437, 200	450, 700	470, 200
66	313, 000	324, 800	341, 900	390, 400	437, 600	451, 000	470, 500
67	313, 400	325, 600	343, 000	391, 700	438, 100	451, 300	470, 800
68	313, 800	326, 400	344, 200	393, 100	438, 600	451, 500	471, 100
69	314, 300	327, 300	345, 300	394, 200	439, 100	451, 700	471, 300
70	314, 700	328, 200	346, 400	395, 400	439, 600	452, 000	
71	315, 100	329, 100	347, 600	396, 600	440, 200	452, 300	
72	315, 600	330, 000	348, 800	397, 800	440, 700	452, 500	
73	316, 100	330, 700	349, 500	399, 100	441, 100	452, 700	
74	316, 600	331, 600	350, 800	400, 300	441, 700	453, 000	
75	317, 200	332, 500	352, 100	401, 500	442, 100	453, 300	
76	317, 600	333, 300	353, 400	402, 600	442, 300	453, 500	
77	318, 100	334, 000	354, 600	403, 700	442, 600	453, 700	
78	318, 600	334, 900	356, 000	404, 900		454, 000	
79	319, 200	335, 800	357, 400	406, 000		454, 300	
80	319, 800	336, 800	358, 800	407, 200		454, 500	
81	320, 300	337, 700	360, 100	408, 300		454, 700	
82	320, 900	338, 600	361, 700	408, 900		455, 000	
83	321, 600	339, 500	363, 200	409, 400		455, 300	
84	322, 200	340, 500	364, 700	409, 900		455, 500	
85	322, 800	341, 400	366, 100	410, 500		455, 700	
86	323, 400	342, 400	367, 600	411, 100			
87	324, 100	343, 400	369, 100	411, 700			
88	324, 800	344, 400	370, 500	412, 300			
89	325, 500	345, 300	371, 800	412, 600			
90	326, 100	346, 600	373, 000	413, 100			
91	326, 800	347, 800	374, 200	413, 600			
92	327, 500	349, 000	375, 500	414, 100			
93	328, 000	350, 200	376, 800	414, 500			
94	328, 700	351, 500	378, 300	414, 900			
95	329, 600	352, 700	379, 800	415, 400			
96	330, 400	353, 900	381, 200	415, 900			
97	331, 100	355, 100	382, 500	416, 300			
98	331, 900	356, 400	383, 700	416, 800			
99	332, 700	357, 600	384, 800	417, 300			
100	333, 500	358, 800	386, 000	417, 700			
101	334, 400	360, 200	387, 100	418, 000			
102	335, 400	361, 100	388, 200	418, 400			
103	336, 400	362, 100	389, 300	418, 800			
104	337, 300	363, 200	390, 400	419, 100			
105	338, 100	364, 300	391, 600	419, 400			
106	338, 700	365, 400	392, 100	419, 900			
107	339, 300	366, 400	392, 700	420, 400			
108	339, 900	367, 400	393, 300	420, 900			
109	340, 400	368, 600	393, 900	421, 200			
110	340, 900	369, 600	394, 400	421, 700			
111	341, 300	370, 600	394, 800	422, 200			
112	341, 800	371, 500	395, 300	422, 700			
113	342, 600	372, 400	395, 700	423, 000			
114	343, 200	373, 300	396, 100	423, 500			
115	343, 900	374, 200	396, 600	424, 000			
116	344, 500	375, 200	397, 100	424, 500			

	117	345, 100	376, 200	397, 500	424, 900					
	118	345, 800	376, 600	398, 000	425, 400					
	119	346, 500	377, 200	398, 600	425, 800					
	120	347, 200	377, 800	399, 100	426, 300					
	121	347, 800	378, 100	399, 300	426, 700					
	122	348, 100	378, 500	399, 800						
	123	348, 600	378, 900	400, 300						
	124	349, 100	379, 300	400, 700						
	125	349, 400	379, 700	401, 200						
	126		380, 100	401, 700						
	127		380, 500	402, 200						
	128		380, 900	402, 700						
	129		381, 300	403, 000						
	130		381, 700	403, 500						
	131		382, 100	404, 000						
	132		382, 500	404, 500						
	133		382, 700	404, 800						
	134		383, 200	405, 300						
	135		383, 500	405, 700						
	136		383, 800	406, 100						
	137		384, 100	406, 400						
	138		384, 500	406, 800						
	139		385, 000	407, 300						
	140		385, 500	407, 800						
	141		385, 800	408, 100						
	142		386, 300	408, 500						
	143		386, 800	409, 000						
	144		387, 300	409, 500						
	145		387, 600	409, 800						
定年前再任用短時間勤務職員		244, 600	271, 300	286, 900	298, 700	309, 800	319, 000	329, 900	340, 500	367, 500

備考

- この表は、警察官に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	

46	293,200	347,200	416,400	468,000
47	294,000	348,900	418,000	469,200
48	294,800	350,700	419,400	470,400
49	295,500	352,500	420,600	471,500
50	296,300	354,300	422,000	472,700
51	297,000	356,000	423,400	473,900
52	297,800	357,700	424,700	475,100
53	298,600	359,400	425,900	476,300
54	299,400	360,800	427,100	477,500
55	300,100	362,200	428,400	478,700
56	300,900	363,700	429,700	479,900
57	301,600	365,300	431,000	481,000
58	302,200	366,900	432,300	481,600
59	303,000	368,400	433,700	482,100
60	303,800	370,000	434,900	482,600
61	304,500	371,600	436,100	483,100
62	305,100	373,200	437,500	483,700
63	305,900	374,800	438,900	484,200
64	306,500	376,300	440,200	484,700
65	307,500	377,900	441,400	485,200
66	308,300	379,500	442,600	485,800
67	309,000	381,100	443,900	486,300
68	309,700	382,600	445,300	486,800
69	310,400	384,100	446,600	487,300
70	311,100	385,700	447,800	487,900
71	311,800	387,100	448,800	488,400
72	312,500	388,600	450,000	488,900
73	313,200	390,100	451,200	489,400
74	313,900	391,700	452,300	
75	314,600	393,300	453,500	
76	315,200	394,800	454,500	
77	315,800	396,200	455,600	
78	316,500	397,600	456,600	
79	317,200	399,000	457,600	
80	317,800	400,300	458,600	
81	318,400	401,600	459,500	
82	319,000	403,000	460,300	
83	319,700	404,300	461,100	
84	320,400	405,600	461,900	
85	321,100	406,700	462,600	
86	321,900	408,100	463,000	
87	322,600	409,400	463,400	
88	323,200	410,700	463,800	
89	323,900	411,900	464,200	
90	324,700	413,200	464,500	
91	325,400	414,300	464,800	
92	326,200	415,500	465,000	

93	326,700	416,700	465,300
94	327,400	417,800	465,600
95	328,100	419,000	465,900
96	328,800	420,200	466,100
97	329,400	421,600	466,300
98	330,000	422,600	
99	330,800	423,600	
100	331,500	424,600	
101	332,300	425,500	
102	333,100	426,500	
103	334,000	427,600	
104	334,800	428,700	
105	335,400	429,400	
106	336,200	430,300	
107	337,000	431,200	
108	337,800	432,100	
109	338,400	432,900	
110	338,800	433,700	
111	339,100	434,500	
112	339,600	435,300	
113	340,100	435,900	
114	340,500	436,600	
115	340,900	437,300	
116	341,300	438,000	
117	341,800	438,600	
118	342,300	439,100	
119	342,700	439,400	
120	343,200	439,700	
121	343,700	440,000	
122	344,100	440,300	
123	344,500	440,600	
124	345,000	440,800	
125	345,500	441,000	
126	345,800	441,300	
127	346,100	441,600	
128	346,400	441,800	
129	346,600	442,000	
130	346,900	442,300	
131	347,200	442,600	
132	347,400	442,800	
133	347,600	443,000	
134	347,800	443,300	
135	348,000	443,600	
136	348,300	443,800	
137	348,600	444,000	
138	348,800		
139	349,100		
140	349,400		

	141	349,600				
	142	349,800				
	143	350,100				
	144	350,300				
	145	350,600				
	146	350,800				
	147	351,100				
	148	351,400				
	149	351,600				
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前再任用短時間勤務職員		246,800	310,800	326,400	342,600	360,400

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については同欄に定める額に11,700円をそれぞれ加算した額とし、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については同欄に定める額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「11,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「8,200円を加算した額」と、「4,000円をそれぞれ加算した額」とあるのは「2,800円を加算した額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	

45	292,000	324,500	407,900	428,000
46	292,800	326,300	409,100	429,200
47	293,600	328,000	410,300	430,400
48	294,400	329,700	411,400	431,600
49	295,000	331,400	412,300	432,700
50	295,800	333,200	413,500	433,700
51	296,500	335,000	414,500	435,000
52	297,200	336,700	415,600	436,200
53	298,000	338,100	416,400	437,400
54	298,800	340,000	417,500	438,500
55	299,400	341,800	418,500	439,600
56	300,100	343,500	419,500	440,700
57	300,800	345,300	420,600	441,700
58	301,600	347,200	421,600	442,900
59	302,400	348,900	422,700	444,100
60	303,000	350,700	423,800	445,300
61	303,600	352,500	424,800	445,900
62	304,300	354,300	425,900	446,700
63	305,000	356,000	427,000	447,400
64	305,500	357,700	428,000	447,900
65	306,200	359,400	428,900	448,200
66	306,900	360,800	429,800	448,500
67	307,500	362,200	430,800	448,900
68	308,100	363,700	431,800	449,300
69	308,800	365,300	432,600	449,600
70	309,500	366,800	433,400	450,000
71	310,100	368,300	434,100	450,300
72	310,800	369,800	434,900	450,600
73	311,300	371,200	435,600	450,900
74	312,000	372,800	436,200	451,200
75	312,700	374,300	436,900	451,500
76	313,200	375,700	437,600	451,800
77	313,800	377,100	438,200	452,000
78	314,500	378,600	438,900	452,300
79	315,100	380,100	439,400	452,600
80	315,700	381,700	440,000	452,800
81	316,200	383,000	440,400	453,000
82	316,800	384,300	440,800	453,300
83	317,400	385,600	441,100	453,600
84	318,000	386,800	441,300	453,800
85	318,400	387,900	441,500	454,000
86	318,800	389,100	441,800	454,300
87	319,300	390,100	442,100	454,600
88	319,800	391,200	442,300	454,800
89	320,200	392,200	442,500	455,000
90	320,600	393,300	442,800	455,300
91	321,000	394,400	443,100	455,600
92	321,400	395,400	443,300	455,800

93	321,700	396,500	443,500	456,000
94	322,100	397,600	443,800	
95	322,500	398,600	444,100	
96	322,800	399,700	444,300	
97	323,100	400,700	444,500	
98	323,500	401,700		
99	323,800	402,600		
100	324,100	403,500		
101	324,500	404,300		
102	324,800	405,300		
103	325,100	406,100		
104	325,400	407,000		
105	325,600	407,800		
106	325,900	408,700		
107	326,200	409,600		
108	326,400	410,500		
109	326,600	411,300		
110	326,800	412,300		
111	327,100	413,200		
112	327,400	414,100		
113	327,600	414,700		
114	327,800	415,600		
115	328,000	416,500		
116	328,300	417,400		
117	328,600	418,200		
118	328,800	418,900		
119	329,100	419,700		
120	329,400	420,500		
121	329,600	421,100		
122	329,800	421,800		
123	330,000	422,500		
124	330,300	423,100		
125	330,600	423,700		
126		424,400		
127		424,900		
128		425,500		
129		426,100		
130		426,700		
131		427,200		
132		427,700		
133		428,000		
134		428,300		
135		428,500		
136		428,800		
137		429,100		
138		429,400		
139		429,700		
140		430,000		

	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
定年前再任用短時間勤務職員		231,400	302,700	311,200	319,200	341,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については同欄に定める額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については同欄に定める額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「11,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「8,100円を加算した額」と、「4,000円をそれぞれ加算した額」とあるのは「2,800円を加算した額」と読み替えるものとする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	397,500	454,300	
	39	269,500	331,900	399,000	455,700	
	40	271,100	332,700	401,300	457,100	
	41	272,500	333,400	403,200	458,200	
	42	273,800	333,900	404,200	459,500	
	43	275,200	334,400	405,000	460,900	
	44	276,600	334,800	405,700	462,200	

45	278,100	335,200	406,400	463,000
46	279,400	335,700	407,700	463,800
47	280,700	336,200	408,900	464,700
48	281,900	336,600	410,400	465,600
49	283,100	337,000	411,200	466,400
50	284,200	337,800	411,800	467,200
51	285,300	338,700	412,600	467,800
52	286,400	339,500	413,300	468,600
53	287,400	340,300	414,000	469,000
54	288,500	341,000	414,600	469,600
55	289,500	341,800	415,300	470,100
56	290,500	342,900	415,900	470,600
57	291,500	343,800	416,600	471,100
58	292,200	344,900	417,300	471,700
59	292,700	346,000	417,900	472,200
60	293,300	346,900	418,500	472,700
61	293,900	348,000	419,200	473,200
62	294,500	349,100	419,900	473,800
63	295,100	350,400	420,400	474,300
64	295,700	351,500	421,000	474,800
65	296,300	352,800	421,600	475,300
66	296,800	354,700	422,100	
67	297,400	356,100	422,700	
68	297,900	356,400	423,300	
69	298,500	356,700	423,800	
70	299,200	357,200	424,300	
71	299,800	357,500	424,800	
72	300,400	357,900	425,300	
73	301,100	358,200	426,000	
74	301,700	358,500	426,400	
75	302,300	358,900	426,900	
76	303,000	359,300	427,500	
77	303,700	359,800	428,200	
78	304,400	360,300	428,500	
79	305,100	360,800	429,000	
80	305,600	361,300	429,600	
81	306,200	361,800	430,300	
82	306,900	362,300	430,600	
83	307,600	362,700	431,100	
84	308,200	363,200	431,700	
85	308,700	363,600	432,400	
86	309,400	364,000	432,700	
87	310,100	364,500	432,900	
88	310,700	364,900	433,200	
89	311,200	365,400	433,600	
90	311,800	365,800	433,900	
91	312,500	366,200	434,000	
92	313,100	366,600	434,200	

93	313, 700	367, 100	434, 500		
94	314, 200	367, 500			
95	314, 800	367, 900			
96	315, 300	368, 300			
97	315, 600	368, 800			
98	316, 000	369, 200			
99	316, 400	369, 600			
100	316, 900	370, 000			
101	317, 300	370, 400			
102	317, 600	370, 600			
103	317, 900	370, 800			
104	318, 200	371, 000			
105	318, 600	371, 200			
106	318, 900	371, 400			
107	319, 300	371, 600			
108	319, 600	371, 800			
109	319, 800	372, 000			
110	320, 200	372, 200			
111	320, 500	372, 400			
112	320, 700	372, 600			
113	321, 000	372, 800			
114	321, 300	373, 000			
115	321, 600	373, 200			
116	321, 900	373, 400			
117	322, 100	373, 600			
118	322, 400	373, 800			
119	322, 600	374, 000			
120	322, 900	374, 200			
121	323, 200	374, 400			
122	323, 400				
123	323, 600				
124	323, 700				
125	323, 800				
126	324, 000				
127	324, 200				
128	324, 300				
129	324, 400				
130	324, 600				
131	324, 800				
132	324, 900				
133	325, 000				
134	325, 200				
135	325, 400				
136	325, 500				
137	325, 600				
138	325, 800				
139	326, 000				
140	326, 100				

	141	326,200				
	142	326,400				
	143	326,600				
	144	326,700				
	145	326,800				
	146	327,000				
	147	327,200				
	148	327,300				
	149	327,400				
	150	327,600				
	151	327,800				
	152	327,900				
定年前再任用短時間勤務職員		229,500	262,100	304,200	332,700	400,800

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	

	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500		
	67		513,100		
	68		513,600		
	69		514,100		
	70		514,600		
	71		515,100		
	72		515,600		
	73		516,000		
定年前再任用短時間勤務職員		303,100	361,200	400,900	433,700

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号 給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	

45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	
55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	
56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	
57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	
58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	
59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	
60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	
61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	
62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
78	274,300	310,800	348,600	370,700		
79	274,600	311,000	349,000	370,900		
80	274,800	311,300	349,500	371,200		
81	275,000	311,600	350,000	371,700		
82	275,300	311,800	350,300	372,000		
83	275,600	312,100	350,500	372,300		
84	275,800	312,400	350,800	372,600		
85	276,000	312,600	351,200	373,000		
86		312,800	351,600	373,300		
87		313,000	351,900	373,600		
88		313,200	352,200	373,900		
89		313,600	352,500	374,300		
90		313,800	352,700	374,600		
91		314,000	353,100	374,800		
92		314,200	353,400	375,100		

	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800	379,200			
	103		317,000	356,200	379,600			
	104		317,300	356,400	380,000			
	105		317,600	356,600	380,500			
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
	110			358,200				
	111			358,600				
	112			359,000				
	113			359,200				
	114			359,500				
	115			359,900				
	116			360,300				
	117			360,500				
	118			360,800				
	119			361,200				
	120			361,600				
	121			361,800				
定年前再任用短時間勤務職員		193,200	222,300	253,300	266,400	290,600	304,900	331,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 号 給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	１	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	２	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	３	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	４	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	５	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	６	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	７	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	８	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	９	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	

45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
86	306,200	333,100	371,800	391,500		
87	306,700	334,100	372,600	392,100		
88	307,200	335,100	373,400	392,600		
89	307,600	336,000	374,000	392,900		
90	308,100	337,000	374,600	393,400		
91	308,600	338,000	375,200	393,700		
92	309,100	339,000	375,800	394,000		

93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600	389,000	
123	319,600	351,900	389,500	
124	319,900	352,200	390,000	
125	320,100	352,400	390,300	
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		
137	323,500	355,900		
138	323,800	356,300		
139	324,100	356,700		
140	324,400	357,100		

	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200	362,200					
	155	328,400	362,600					
	156	328,700	363,000					
	157	329,000	363,300					
定年前再任用短時間勤務職員		230,300	254,300	273,200	282,000	294,500	323,100	343,300

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	232,000	307,400	345,200	393,200	437,900
	2	233,700	308,300	346,300	394,900	440,000
	3	235,400	309,200	347,500	396,600	442,100
	4	237,000	310,000	348,500	398,200	444,200
	5	238,500	310,900	349,500	399,800	446,200
	6	241,300	311,800	350,900	401,500	447,700
	7	244,100	312,700	352,500	403,200	449,200
	8	246,700	313,500	354,100	404,800	450,500
	9	249,400	314,400	356,000	406,400	451,800
	10	251,700	315,300	357,600	407,900	453,100
	11	253,800	316,200	359,200	409,400	454,300
	12	255,900	317,100	360,800	410,900	455,500
	13	257,900	318,000	362,500	412,400	456,700
	14	259,700	319,000	364,100	413,900	457,800
	15	261,500	320,000	365,700	415,300	458,900
	16	263,100	320,900	367,300	416,700	459,900
	17	269,100	321,900	368,800	418,300	460,900
	18	272,100	322,900	369,700	419,800	461,900
	19	275,000	323,900	370,500	421,400	463,000
	20	277,900	325,000	371,200	423,000	464,100
	21	280,800	325,800	372,000	424,500	464,900
	22	282,800	326,600	372,700	426,000	465,700
	23	284,800	327,500	373,500	427,500	466,600
	24	286,700	328,500	374,200	428,900	467,400
	25	288,500	329,600	375,000	430,200	468,100
	26	289,900	330,700	375,700	431,500	469,000
	27	291,400	331,700	376,500	432,800	469,800
	28	292,800	332,700	377,300	434,000	470,400
	29	294,100	333,500	378,000	435,200	470,800
	30	295,100	334,300	378,700	436,100	471,300
	31	295,800	335,100	379,400	437,100	471,900
	32	296,400	335,900	380,100	438,000	472,300
	33	296,900	336,600	380,800	438,500	472,600
	34	297,400	337,400	381,400	439,300	472,900
	35	297,800	338,200	382,100	440,100	473,300
	36	298,200	339,000	382,800	440,900	473,700
	37	298,700	339,800	383,600	441,700	474,000
	38	299,500	340,600	384,200	442,600	474,500
	39	300,200	341,300	384,800	443,400	475,100
	40	300,800	341,900	385,500	444,200	475,700
	41	301,400	342,600	386,300	445,000	476,300
	42	301,900	343,400	387,000	445,800	477,000

43	302, 400	344, 100	387, 700	446, 400	477, 600
44	302, 900	344, 700	388, 300	446, 800	478, 200
45	303, 500	345, 300	389, 000	447, 000	478, 500
46	304, 200	346, 000	389, 800	447, 300	479, 100
47	304, 900	346, 700	390, 600	447, 600	479, 700
48	305, 300	347, 200	391, 300	447, 900	480, 300
49	305, 600	347, 600	392, 100	448, 200	480, 700
50	305, 900	348, 000	393, 000	448, 400	481, 000
51	306, 200	348, 400	393, 600	448, 700	481, 300
52	306, 500	348, 700	394, 200	449, 100	481, 500
53	307, 000	349, 000	394, 700	449, 400	481, 700
54	307, 500	349, 300	395, 400	449, 900	481, 900
55	308, 000	349, 600	396, 100	450, 400	482, 200
56	308, 600	349, 900	396, 700	450, 900	482, 500
57	309, 100	350, 200	397, 000	451, 500	482, 700
58	309, 600	350, 500	397, 300	452, 100	483, 000
59	310, 100	350, 800	397, 600	452, 600	483, 300
60	310, 700	351, 000	397, 900	453, 100	483, 500
61	311, 200	351, 300	398, 100	453, 700	483, 700
62	311, 800	351, 600	398, 400	454, 200	
63	312, 400	351, 900	398, 700	454, 700	
64	313, 000	352, 200	399, 000	455, 200	
65	313, 500	352, 400	399, 200	455, 700	
66	314, 100	352, 700	399, 400	456, 300	
67	314, 600	353, 000	399, 700	456, 800	
68	315, 100	353, 200	400, 000	457, 400	
69	315, 600	353, 400	400, 300	457, 900	
70	316, 000	353, 700	400, 500	458, 400	
71	316, 500	354, 000	400, 800	459, 000	
72	316, 900	354, 200	401, 100	459, 600	
73	317, 200	354, 400	401, 400	459, 900	
74	317, 600	354, 700	401, 800	460, 500	
75	318, 000	355, 000	402, 200	461, 100	
76	318, 300	355, 200	402, 600	461, 600	
77	318, 700	355, 400	403, 000	462, 000	
78	319, 100	355, 700	403, 400	462, 500	
79	319, 400	356, 000	403, 900	463, 200	
80	319, 600	356, 200	404, 400	463, 900	
81	319, 900	356, 400	404, 800	464, 100	
82	320, 100	356, 700	405, 200		
83	320, 400	357, 000	405, 600		
84	320, 700	357, 200	406, 000		
85	321, 000	357, 400	406, 500		
86	321, 200	357, 700	407, 000		
87	321, 500	357, 900	407, 500		
88	321, 800	358, 100	408, 000		

	89	322, 100	358, 400	408, 300		
	90	322, 400	358, 700	408, 700		
	91	322, 700	358, 900	409, 000		
	92	322, 900	359, 200	409, 400		
	93	323, 100	359, 400	409, 900		
	94	323, 400	359, 600	410, 200		
	95	323, 700	359, 900	410, 700		
	96	323, 900	360, 200	411, 100		
	97	324, 100	360, 400	411, 700		
	98	324, 400	360, 700			
	99	324, 700	360, 900			
	100	324, 900	361, 200			
	101	325, 100	361, 400			
	102	325, 400	361, 600			
	103	325, 700	361, 800			
	104	325, 900	362, 000			
	105	326, 100	362, 400			
	106	326, 300	362, 600			
	107	326, 600	362, 800			
	108	326, 900	363, 100			
	109	327, 100	363, 400			
	110	327, 400	363, 600			
	111	327, 700	363, 900			
	112	327, 900	364, 200			
	113	328, 100	364, 400			
	114	328, 300				
	115	328, 500				
	116	328, 800				
	117	329, 100				
	118	329, 400				
	119	329, 600				
	120	329, 800				
	121	330, 100				
定年前再任用短時間勤務職員		231, 100	255, 100	288, 200	324, 900	338, 600

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別記第 2

第 6 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 6 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第 3

第 7 条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別紙第 3

人事管理に関する報告

人口減少や少子高齢化、激甚化・頻発化する自然災害、社会経済や国際情勢の変動など、鳥取県と県民を取り巻く環境が急速に変化する中、鳥取県においては山積する課題に対して、積極的かつ迅速に施策に取り組んできた。

県ではこれまで、令和 5 年度に立ち上げた「とっとり未来創造タスクフォース」を中心に若手職員の視点からの提案を活かす取組など、職員がやりがいを持って業務を行える環境・成長できる環境の整備を進めているところである。

今後とも様々な課題に対して限られた人的リソースで質の高い行政サービスを提供していくためには、「職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現」と「職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備」が必要である。

本年の人事管理に関する報告では、この 2 点について、重点的に意見を述べる。

1 職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現

(1) 幅広い人材から選ばれる魅力ある組織の実現

高度化、多様化する県政へのニーズに迅速かつ柔軟に対応し、質の高い県民サービスを将来にわたって提供していくためには、多様な経験や専門性を持った人材の継続的な確保が必要である。

本県ではこれまで、積極的な広報活動や採用試験の見直し等により、幅広い人材を確保するための取組を進めているところであるが、近年、生産年齢人口の減少や民間企業の採用意欲の高まり等を背景として人材獲得競争が激化しており、採用試験の受験者数は減少傾向が続いている。

令和 7 年度の大学卒業程度の県職員採用試験においても、受験者数が前年度と比べて減少するとともに、一部の職種では採用予定者数を確保できておらず、必要な職員数を確保することが極めて困難な状況である（表 1）。

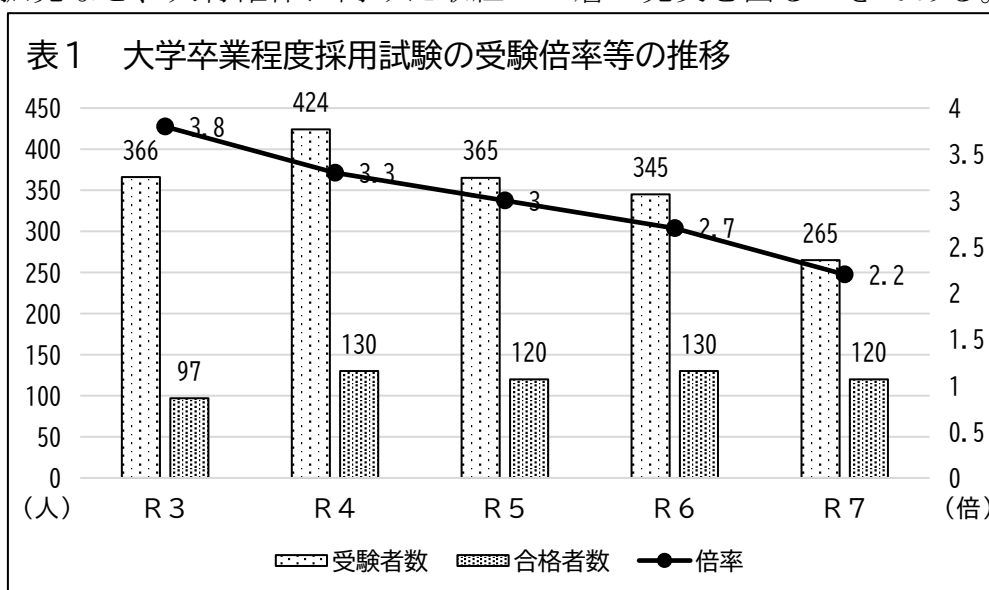
人材の確保は全庁を挙げて取り組むべき最重要の課題であり、幅広い人材から「選ばれる鳥取県」を実現するためには、公務員の仕事内容ややりがい、また、多様な人材が成長し、その能力を発揮できる本

県の組織や取組の魅力を広く伝えていくとともに、幅広い人材に受験いただけるよう、試験制度の見直しを続けていく必要がある。

本県においては、SNSによる情報発信及び高校・大学等への訪問の強化などの取組を進めるとともに、令和8年度からは、採用候補者名簿の有効期限の延長（1年→5年）のほか、受験年齢の引下げ（大学卒業程度）、春及び秋の年2回の試験実施、テストセンター方式の一部導入、高校での成績基準を受験資格とした特定枠の新設（高校卒業程度（土木））など、多くの方に受験いただけるよう試験制度の見直しを行ってきた。

また、知事部局においては、若手職員による県庁インターンシップの全学生参加可能なプログラムの企画・運営、採用までの間採用予定者の相談にきめ細かく応じるメンター制度の導入、県職員の仕事をPRする動画の作成・公開のほか、一度退職した職員の再採用制度の導入など、新たな取組を進めている。

これらの取組については成果や課題を十分に検証した上で、各任命権者とも幅広い周知、働きかけや再採用制度の他の職種へのさらなる拡充など、人材確保に向けた取組の一層の充実を図るべきである。



（２） 職員の成長及び能力発揮の支援

職員の「成長」は根本的には職員自身の意志と努力によるものであるが、職員の能力の向上と発揮を組織として喚起、支援していく組織文化、風土とそのための仕組みも不可欠である。

また、地方公務員法においては、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与その他の人事管理の基礎とすることとされており、適切な人事評価は、職員の意欲と成長を促し、その能力の発揮、ひいては組織パフォーマンスの向上につながるものである。

公務の特殊性や多様性から、本県における人事評価制度は各任命権者で一様ではないものの、評価者と評価対象者双方に納得性のある制度とするため、評価を行う職員の評価制度への理解や人材育成、マネジメント力向上のための研修等の取組について引き続き進めていく必要がある。

なお、人事院においては、人材獲得競争が激しくなる中、優秀な人材の確保に向け、「実力本位で活躍できる公務」を掲げ、職務・職責をより重視した新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討しているほか、内閣官房では令和8年8月に「AI時代の国家公務員のあり方に関する検討会」を発足し、デジタル技術が急速に発展し、効果的かつ効率的な行政サービスの維持のため公務におけるデジタルトランスフォーメーション推進の意義が大きくなる中、今後職員に求められるスキルやそれを踏まえた人材育成方法、マネジメントの在り方等の検討を行うこととしている。

こうした国の状況も踏まえて、本県の人事管理においても、職務の遂行に求められる職員のスキルや能力等について、社会の状況に対応した見直しを行うとともに、能力・実績に基づく人事管理の検討を進めていく必要がある。

2 職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備

(1) 疾病の予防・治療、労働環境の改善

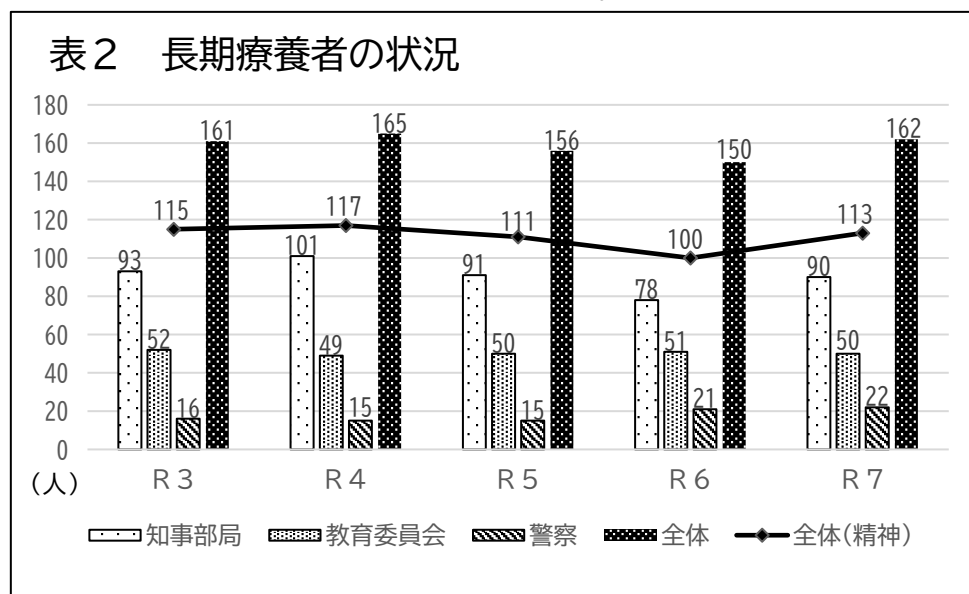
本県職員の長期療養者のうち精神疾患による療養者の数は、令和2年度以降100人以上の状況が続いている（表2）。

地方公務員の精神疾患による長期療養者数の増加は全国的な傾向であり、メンタルヘルス不調事案の発生リスク低減のための効果的な取組等の構築を図ることを目的として立ち上げられた「地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会」においては、メンタルヘルス対策について、相談窓口の明確化や職場内ネットワークの構築によるフォロー体制の確保、管理職の役割の明確化、組織内での計画策定等が提言されている。

本県においても、職員の精神疾患の予防や早期発見、早期対応に向けて健康相談体制の強化等に取り組んできたところであるが、職場内で周りの職員とのコミュニケーションが希薄化することもメンタルヘルス不調の要因の一つと考えられることから、風通しがよく働きやすい職場環境の整備をより一層進めていくことが必要である。

また、社会の高齢化に伴い高年齢者の労働災害の発生率が更に増加することが想定されるため、労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から事業者には高年齢者の労働災害の防止を図るための措置

が努力義務として課せられることとなった。本県では現在、定年年齢の引上げに伴い 60 歳以上職員の数も増えているところ、各年代の身体機能等を鑑み、すべての職員が安全に働けるよう職場環境の点検・改善等に努めるとともに、高年齢者特有の健康不安や職責の変化による精神的負担を軽減するため、必要に応じ健康相談窓口を機能的に活用できる環境を維持することが必要である。



※参考資料第 34 表より

(2) 長時間労働の是正等

ア 時間外勤務の縮減と上限時間の遵守

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワークライフバランスの推進、人材の確保といった観点から非常に重要な課題であり、本委員会も最も優先すべき課題の一つと認識している。

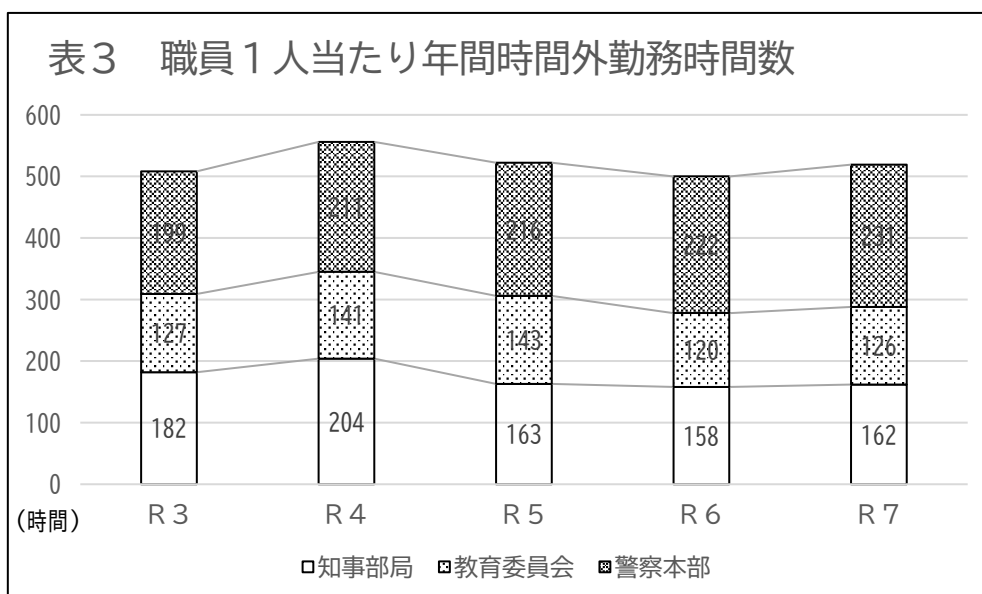
令和 7 年度の職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数は、各任命権者で前年度よりわずかに増加しており、令和 4 年度から緩やかに続いていた減少の流れが滞ることとなった（表 3）。

本県では、平成 31 年 4 月から、人事委員会規則により職員が時間外勤務を行うことができる上限時間を設定したところであるが、上限時間を超える時間外勤務を命ぜられた職員が相当数存在しており、人事委員会規則が遵守されていない状況が繰り返されていることは非常に問題である。災害対応等のように突発的に長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ないなど、公務の性質から時間外勤務が必要な場合もあるが、それ以外の定例的な業務での長時間労働については、業務改善と職員の意識改革の視点を持つことが重要である。引き続き、個々の職場や業務の実情に応じた効果的な縮減策を検討

し、実践することにより、上限時間の厳守を強く意識することを改めて徹底しなければならない。

特に、特例業務以外の業務で月 100 時間以上の時間外勤務を命ぜられた職員が 50 名以上と高止まりしており、職員の心身の健康保持の面からも非常に憂慮すべき状況にある。このため、このような長時間の時間外勤務を無くすための方策に集中的に取り組むべきである。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、事業場調査等を通じて実態や取組状況の把握に努め、必要に応じて改善指導を行うなど、長時間勤務の是正に引き続き取り組んでいく。



※参考資料第 29 表より

イ 業務量に応じた体制整備と体制に応じた業務の見直し、削減

時間外勤務縮減と上限時間遵守の取組を進めてもなお業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に上限時間を超える時間外勤務を命じざるを得ない所属等については、職員の健康確保のためにも、また、行政サービスの維持のためにも、業務量に応じた要員が確保される必要がある。各任命権者においては、引き続き、特定の所属や職員に負担が集中しないよう十分に配慮しつつ、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理を行っていくことが重要である。

反面、人員も、それを支える財源も無限ではなく、特に近年人材獲得競争が激化する中、業務の見直し、削減がこれまで以上に重要となっている。今後も行政ニーズのさらなる高度化、多様化が予想されるところ、財源はもとより人員、時間についても有限であり、さらには必要とする人員が確保できない状況も十分想定した上で、人員に応じた業務量という視点もより強く念頭に置きながら徹底し

た業務見直しを実行していくことが重要である。

その際、各所属の工夫や職員の意識のみの問題ではなく、そもそもその業務は本当にしなければならないものなのか、やめることはできないのか、県が行うべきなのかという根源に立ち返って、大胆な業務の精選を行う必要がある。

また、日ごろの業務の細やかな見直しも継続的に進めていくことが必要であり、その部分については、業務状況を把握している管理職員の業務マネジメントによるところが大きいことから、管理職員の意識改革やマネジメント能力の向上のための取組も合わせて進めていく必要がある。

ウ 教員の労働環境の改善

令和 8 年 7 月に公表された文部科学省の「学校教員統計調査（中間報告）」によると、精神疾患を理由に離職した公立小中高等学校の教員は過去最多となっており、全国的にも教員を取り巻く環境は非常に厳しい状況であることがうかがえる。

県立学校の教員の状況をみると、令和 7 年度に年 360 時間を超える時間外業務を行った職員の割合及び令和 7 年度の長期療養者数は、ここ数年横ばいの状況が続いている（表 2、表 4）。

教育行政の維持向上に関わる重要な課題である教員の長時間労働の是正、教員の負担軽減のためには、業務削減等の取組の強化に加え、管理職員だけでなく全ての教員が意識を改革し、教育現場全体が一丸となって時間外業務の縮減の機運を醸成していく取組をさらに進めていく必要がある。

県教育委員会においては、令和 7 年 6 月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るため「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられ、教員の健康を守る責務を有するサービスを監督する教育委員会や校長等管理職に対して教員の働き方改革を進める取組の推進が求められた。これを受け、学校における働き方改革の更なる推進に向けて、従前より教職員の業務改善の取組推進のため策定していた「新 学校業務カイゼンプラン」を発展させる計画として「学校業務カイゼンプラン（X）」を策定し、時間外業務月 45 時間以内、年間 360 時間を超える長時間勤務者の解消を目標に掲げ、教育職員の業務の適正管理等を進めているほか、部活動の地域展開・地域連携等の業務整理を行い、教員の職務環境改善に取り組んでいる。

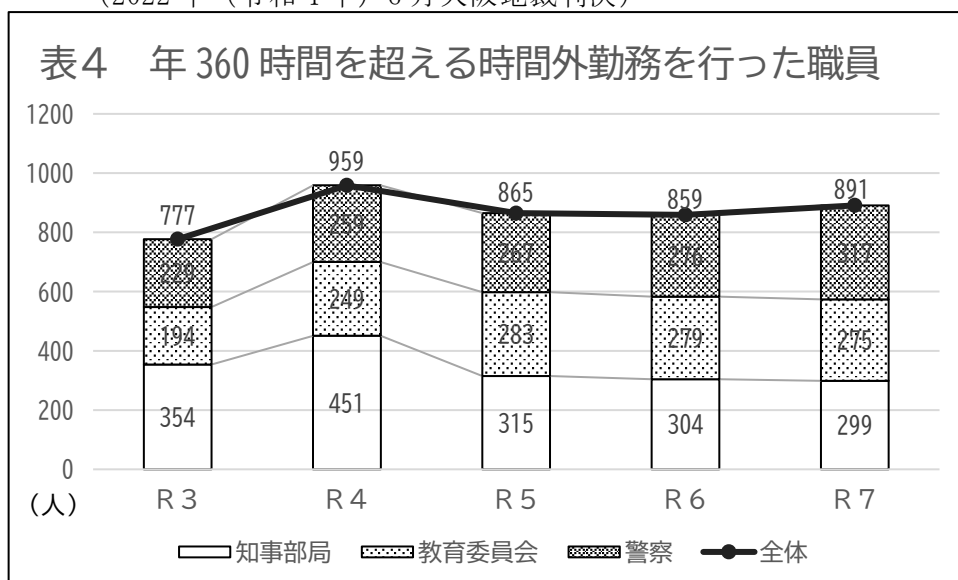
なお、市町村立学校の教員の働き方改革については、任命権者である県教育委員会が、教員の服務監督権限を有する市町村教育委員

会や労働基準監督権限を有する市町村長と連携することが不可欠であるため、一体となった取組の強化が必要である。

また、学校現場においては、教員の正規の勤務時間外における業務は、原則として時間外勤務命令に基づくものではない。学校長等の管理職員が職員の勤務時間を正確に把握することは重要な責務であり、教職員の生命、身体等の安全を確保しつつ勤務することができるよう必要な配慮を行う義務（安全配慮義務（※））の意識を持ちながら、各教員が持ち帰り業務を含めて正規の勤務時間外に行っている業務内容の把握と勤務時間の適正な管理を徹底し、教員の健康や福祉を確保し、子どもに全力で向き合えるようにするための働き方改革を実行することがより一層求められる。

※心身の不調から業務の軽減を求めた教員に対し、学校長等が具体的な措置を講じなかったことが安全配慮義務違反にあたるとした判決が確定。

（2022 年（令和 4 年）6 月大阪地裁判決）



※参考資料第 26 表より

エ 勤務時間の適正管理

長時間労働を是正するためには、勤務時間を適正に管理する必要がある。

本県では、ＩＣカード職員証などを活用した客観的な記録を基礎とした勤務時間管理が行われているが、管理職員は、退庁時刻と勤務終了時刻との乖離の状況等も含めて部下職員の勤務時間の適正管理を行う必要がある。その際、時間外勤務の状況を数値の把握だけ行うのではなく、職員が健康的かつ安全に安心して働くことができる職場環境を築くことを管理職員は強く意識し、職場における適切な業務配分と計画的な業務遂行などの業務マネジメントを適正に行うことが求められる。

各任命権者においては、時間外勤務の状況が正確に把握できない

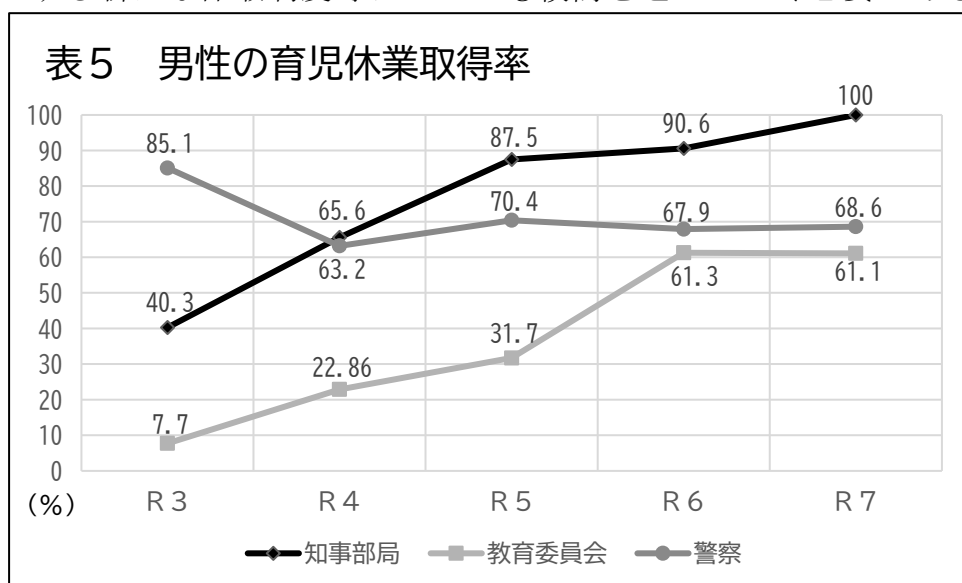
中では縮減に向けた有効な対策を講じることが困難であることを認識し、職員の勤務時間が適正に把握できているか、随時、点検を続ける必要がある。

(3) 時代に即した働き方の推進等

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、子育てや介護等様々な事情を有する職員が、やりがいを持ちながらその能力を高め、発揮するためには、時代に即した柔軟な働き方の推進が必要である。任命権者においてはこれまで、選択的週休3日制の対象要件の緩和等のフレックスタイム制度の拡充及び柔軟化、子の看護休暇の拡充及び家族看護休暇の創設、夏季休暇の取得期間の延長等を進めており、個々の職員の事情に応じ活用されているところである。このような取組の中、男性の育児休業取得率は近年高い水準を維持しており、令和7年度においては知事部局で100%となった(表5)。

各任命権者においては、今後とも職場の理解の醸成や代替職員の確保など、職員が育児休業を含めた制度を取得しやすく、仕事と生活の両立ができる環境の整備を進めるとともに、それらの制度を利用する職員と同じ所属に勤務する職員の負担に対しても十分に配慮することも求められる。

なお、本年の人事院勧告においては、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍していくための措置として、無給休暇の新設及び代休日の指定、フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化等の見直しについて言及された。本県においては、国に先んじて令和7年度から、様々な事情を抱えた人が無給休暇を活用して多様な働き方を選択することができる鳥取方式短時間勤務職員を採用するなどの取組を進めているところであるが、今後の国の動向を踏まえ、多様な働き方を可能とする新たな休暇制度等についても検討を進めていく必要がある。



※参考資料第31表より

(4) ハラスメントの防止・対策

ハラスメントは、被害者の尊厳や人格を不当に害する、人権に関わる重大な問題である。また、被害者だけでなく職場全体の能力発揮を阻み、貴重な人材の損失や行政サービスの低下にもつながるものである。

本県では、令和 8 年 9 月に服務規程にハラスメントの禁止等を明記し、ハラスメントに関する研修やセルフチェック等を行うなど、各任命権者においてハラスメントの防止に向けた対策を講じているところである。また、職員からのハラスメントに関する相談に対応する体制についても整備しているところであるが、各任命権者が設置する相談窓口にはここ数年、合計で年間 40 件前後の相談が寄せられている。各任命権者においては、ハラスメントに至らない事案を含めた個々の事案に丁寧に対応し、ゼロハラスメントに向けた取組を一層進められたい。併せて、職員が相談をためらうことがないような相談しやすい体制となっているか、個々の事案にきめ細やかに対応できる体制となっているか等を適宜点検することにより、ハラスメント対応体制をより効果的なものとしていくことが重要である。

特に近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化されているカスタマー・ハラスメントへの対策も講じる必要がある。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）（いわゆる「労働施策総合推進法」）の改正により、本年 10 月から、労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超える顧客等からの言動により労働者の就業環境が害されることを防ぐため、雇用管理上必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられた。公務の現場においても、カスタマー・ハラスメント対策は職員のメンタルヘルス対策、組織の安全配慮の観点から重要であるため、本県においても、引き続き、カスタマー・ハラスメント対策を推進していく必要がある。

(5) 意欲ある職員が働き続けることができる職場環境の整備

意欲ある職員が働き続けることができる職場環境の整備に向け、これまで述べてきたような取組に加え、現状を把握、分析して課題を抽出し、対策を講じていくことが重要と考えられる。

近年、自己都合等による退職が増加傾向にある状況等を踏まえ、各職員の事情に配慮しつつ可能な範囲で全ての世代において退職理由の把握、分析を実施し、意欲があり働き続けたいが事情により離職せざるを得ない職員を出さないために、それぞれの事情に即した職場環境の改善を一層進めていくことにより、効果的な対策を検討されたい。

3 結び

本年の人事管理に関する報告を踏まえ、全ての職員がやりがいを持って働くことができ、成長しながら能力を発揮できる魅力ある組織を実現していくこと、職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境を整備する取組や、時代に即した働き方をさらに進め「選ばれる鳥取県」を実現することを目指して、本報告に真摯に向き合い、適切に対応されることを期待する。

なお、本県は任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員等を含む多様な任用・勤務形態の職から成り立っており、これまで述べてきた事項はこれらすべての職員に対して配慮すべきものである。本年4月には国において「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が改正され、企業・団体等における休暇等不合理な待遇差の考え方などが具体的に示された。県においても、国の取組を参考にしながら、これら職員の勤務条件についても、職務内容や常勤職員との均衡等を考慮し、不合理な待遇の相違が認められる場合は、その解消等に向けて見直しを検討すべきである。

職員におかれては、本県を取り巻く環境が急速に変化していく中、日々職務に精励し県民サービスの維持、向上に懸命に努力するとともに、様々な課題に前向きに取り組む先進的な施策を実施されているところである。

このような職員の努力に対し、本委員会としても心から敬意を表するものである。今後とも心身の健康にも十分に留意しつつ、県民とその生活を守るため、高い使命感と厳正な規律をもって職務に精励し、もって県民の期待と信頼に応えられることを期待する。

議会及び知事におかれては、「人事管理に関する報告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。